

UR完全民営化推進法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

現行の独立行政法人都市再生機構（UR）については、中堅勤労者向けの住宅供給、大都市への人口流入による需要圧力の緩和策としての住宅供給等という当初の政策目的が終了しており、民間と同様の家賃水準で経営していることが民業圧迫との批判を招いている。一方で、引き続き都市開発事業の中核を担うことが期待されている。

→ 健全な経営が可能となる形でURを完全民営化する必要がある。

URの完全民営化について、基本理念及び手順を法律に明記し、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることを政府に対し義務付ける。

基本理念

- ・URのガバナンスを向上させることと収益性の向上により経営基盤が安定するようになることを旨とすること。
- ・公正な競争の確保に配慮して行われること。
- ・現居住者に適切に配慮して行われること。

完全民営化までの手順

